5　市区町村サーバ、都道府県サーバ及び機構サーバの管理

⑴　秘密鍵の厳重な管理

機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、市区町村サーバ、都道府県サーバ及び機構サーバにおいて、通信相手の認証及び送信するデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

⑵　他のソフトウェアの作動の制限

機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、市区町村サーバ、都道府県サーバ及び機構サーバにおいて、国税連携ネットワークシステムの管理及び運用保守並びに国税庁、都道府県及び市区町村の資料情報等の相互データ提供の管理及び運用保守に必要なソフトウェア以外のソフトウェアを作動させないよう措置を講ずること。

⑶　ログの取得及びバックアップの実施

機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、国税連携ネットワークシステムの動作履歴、操作者のアクセス履歴その他運用保守等に必要な情報を記録すること。また、当該情報について、定期的にバックアップすること。

⑷　記録の消去

機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、市区町村サーバ、都道府県サーバ又は機構サーバを使用しなくなった場合には、当該機器に備えられた記憶媒体からファイル及びドキュメントを復元できない形で消去すること。

6　可搬記憶媒体の管理

⑴　持出し、返却の確認等

ア　可搬記憶媒体の盗難の防止等のため、その保管位置を指定し、持ち出した場合は返却を確認すること。

イ　可搬記憶媒体を廃棄する場合には、消磁、破砕、熔解その他の当該可搬記憶媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となる措置を講ずること。

⑵　不正プログラムの混入防止

可搬記憶媒体への不正プログラムの混入防止のため、必要な措置を講ずること。

7　国税連携ネットワークシステムの構成機器及び関連設備等の管理

⑴　管理方法の明確化

ア　機構、認定委託先事業者、単独設置型地方団体及び機構委託クラウド事業者は、国税連携ネットワークシステムに機器を接続するための手続、方法等を定めるとともに、構成機器及び関連設備等の管理方法を明確にすること。

イ　利用するハードウェア、ソフトウェア及び可搬記憶媒体の種類、数量等を体系的かつ一元的に記録管理し、現況と一致させること。また、この記録管理された内容を、関係職員に周知すること、管理しているハードウェア、ソフトウェア及び可搬記憶媒体以外のものを使用しないこと。

⑵　保守の実施

国税連携ネットワークシステムの構成機器及び関連設備等の保守を定期に又は随時に、実施すること。また、保守の実施に当たっては、エラーの発生及び不正行為を防止し、データを保護するため、必要な措置を講ずること。

⑶　ログの取得及びバックアップの実施

機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、国税連携ネットワークシステムの動作履歴、操作者のアクセス履歴その他運用保守等に必要な情報を記録すること。また、当該情報について、定期的にバックアップすること。

⑷　記録の消去

機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、市区町村サーバ、都道府県サーバ又は機構サーバを使用しなくなった場合には、当該機器に備えられた記憶媒体からファイル及びドキュメントを復元できない形で消去すること。

6　可搬記憶媒体の管理

⑴　持出し、返却の確認等

ア　可搬記憶媒体の盗難の防止等のため、その保管位置を指定し、持ち出した場合は返却を確認すること。

イ　可搬記憶媒体を廃棄する場合には、消磁、破砕、熔解その他の当該可搬記憶媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となる措置を講ずること。

⑵　不正プログラムの混入防止

可搬記憶媒体への不正プログラムの混入防止のため、必要な措置を講ずること。

7　国税連携ネットワークシステムの構成機器及び関連設備等の管理

⑴　管理方法の明確化

ア　機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、国税連携ネットワークシステムに機器を接続するための手続、方法等を定めるとともに、構成機器及び関連設備等の管理方法を明確にすること。

イ　利用するハードウェア、ソフトウェア及び可搬記憶媒体の種類、数量等を体系的かつ一元的に記録管理し、現況と一致させること。また、この記録管理された内容を、関係職員に周知すること、管理しているハードウェア、ソフトウェア及び可搬記憶媒体以外のものを使用しないこと。

⑵　保守の実施

国税連携ネットワークシステムの構成機器及び関連設備等の保守を定期に又は随時に、実施すること。また、保守の実施に当たっては、エラーの発生及び不正行為を防止し、データを保護するため、必要な措置を講ずること。

⑶　稼働状況の監視

機構、認定委託先事業者及び単独設置型地方団体は、それぞれ分担して、市区町村サーバ、都道府県サーバ、機構サーバ及び電気通信関係機器の稼働状況を常時監視し、必要に応じ対策を実施すること。

⑷　不正プログラムの混入防止等

国税連携ネットワークシステムにコンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講ずること。また、コンピュータウイルス等の不正プログラムが発見された場合の必要な措置を定め、国税連携ネットワークシステムを運用保守又は利用する職員に周知すること。